

意見の整理

新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が司法修習生に対して貸付金を貸与する制度（貸与制）を平成18年度から導入することとする。貸与制の具体的制度設計については、次の点に留意するものとする。

- 1 貸付額については、司法修習生が修習に専念する義務を負うことを考慮した額とすること。
- 2 返還は10年程度の年賦等による分割払とし、繰上返還も認めるほか、事情に応じて返還猶予を認めるものとする。
- 3 返還期限が経過するまでは無利息とすること。
- 4 具体的な返還免除や返還猶予のあり方については、関係機関の意見をも踏まえつつ、引き続き検討すること。
- 5 貸付金に係る国の債権管理、事務処理などについては、アウトソーシングなどによる効率化を図ること。
- 6 司法修習生に対して旅費（実務修習地と司法研修所との往復など）を支給するものとする。

（少数意見）

川端委員は、「給費制は、厳しい専念義務の下での充実した修習の基盤となり、また公益的活動を支える使命感醸成の効果ももたらしているのであり、経済的事情から法曹への道を断念する志望者が出ることを防ぐためにも、なおこれを堅持すべきである。」との少数意見を述べた。